

ひなた 運営規程

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三宝会が開設する小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援・要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下、「介護計画」という。）に基づいて、通い、宿泊や訪問を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を援助する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 ひなた

所在地 静岡県袋井市浅羽84-7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護師又は准看護師 1名以上

利用者の健康状態の把握と必要な医療処置を行い、必要に応じて利用者の主治医等の関係医療機関との連携を行う。

(3) 介護支援専門員 1名

利用者の居宅サービス計画及び介護計画を作成し、定期的に利用者及び利用者家族の相談に応じ、適切なサービスの管理と必要機関との連絡・調整を行う。

(4) 介護職員 法定人員基準数以上の数

利用者の様態を的確に把握し、日常生活全般にわたる適切な介護業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 通年

(2) 営業時間 24時間

通いサービス 9時から17時

宿泊サービス 17時から翌日9時

訪問サービス 24時間

(登録定員等)

第6条 事業所の登録定員数は29名、通いサービスの1日の利用定員は18名以内、宿泊サービスの1日の利用定員は9名以内とする。

(宿泊室)

第7条 事業所は、利用者の宿泊のための居室を全室個室とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えるものとする。

(食堂)

第8条 事業所は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が利用できるテーブル、椅子、食器類などを備えるものとする。

(浴室)

第9条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けるものとする。

(設備及び備品等)

第10条 事業所は、台所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、事業の提供に必要な設備及び備品を備えるものとする。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第11条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得たうえで契約書を締結するものとする。

(受給資格等の確認)

第12条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者

資格、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(居宅サービス計画の作成)

第13条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第14条 事業所は、利用者の様態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し、必要な援助を行うものとする。

2 食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、レクリエーション、季節行事等を利用者の様態、希望に合わせて行うことにより、住み慣れた地域で、良好な人間関係に基づいた日常生活が送れるように配慮するものとする。

(介護計画の作成)

第15条 事業所の管理者は、介護支援専門員に介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画作成介護支援専門員」という。)は、介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。

3 計画作成介護支援専門員は、利用者の様態、希望、その置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護計画を作成する。

4 計画作成介護支援専門員は、介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

5 計画作成介護支援専門員は、介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、介護計画の実施状況を把握する。

(サービスの取り扱い方針)

第16条 事業所は、可能な限りその居宅において、要支援・要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるように援助することにより、利用者の様態の維持、回復を図り、もって、利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら援助するものとする。

2 サービスの提供にあたっては、利用者の様態等について把握するとともに、サービス

内容の確認を行う。

- 3 事業所は、サービスを提供するにあたっては、その介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- 4 事業所は、サービスを提供するにあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、介護上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第 17 条 事業所は、利用者の外出の機会の確保、その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための援助に努める。
- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むことに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
 - 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するように努める。

(通常の事業実施区域)

- 第 18 条 袋井市内とする。

(利用料及びその他の費用)

- 第 19 条 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
 - 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 4 事業所は、前 2 項のほか、次に掲げる費用の支払いを受ける。

- (1) 通常の事業実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。
 - (2) 通常の事業実施区域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合に要する交通費。
 - (3) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）。
 - (4) おむつ代。
 - (5) その他、事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 5 サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

- 第 20 条 事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。
- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(喫煙)

- 第 21 条 喫煙は、事業所内の所定の場所及び時間に限り認めるものとする。

(飲酒)

- 第 22 条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含め禁酒に協力を得るものとする。

(衛生保持)

- 第 23 条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

- 第 24 条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。
- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
 - (6) 営利行為を行うこと。

(利用者に関する市町への通知)

第 25 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援・要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(従業者の服務規程)

第 26 条 事業所及び従業者は、介護保険法関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスにあたっては、常に以下の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者に対しては人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って援助にあたる。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛ける。

(衛生管理)

第 27 条 事業所は、サービスの提供に使用する備品等の日々の清掃、消毒により清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとする。

(従業者の質の確保)

第 28 条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

2 事業所は、認知症の方の理解、尊厳の保障、本人主体の介護を行う為、医療、福祉関係の資格を有さない無資格者については認知症基礎研修を受講させる。

(個人情報の保護)

第 29 条 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守する。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの無いように、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表するものとする。

(緊急時の対応)

第 30 条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

(事故発生時の対応)

第 31 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償をすることとする。ただし、事業所および従業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第 32 条 事業所は、非常災害時には利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

2 非常災害その他の緊急事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年 3 回以上避難、その他必要な訓練を実施するものとする。

3 事業所は、第 2 項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携を努めるとともに、地域で実施される防災訓練へ参加する等、地域との連携を重視する。

(地域との連携)

第 33 条 事業所の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、地域に密着し、地域に開かれたものとするために、利用者、利用者家族、自治会役員、民生委員、袋井市の担当職員又は浅羽地域包括支援センター職員及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者等で構成された運営推進会議を 2 ヶ月に 1 回開催するものとし、事業所のサービス内容の報告と確認、地域との意見交換、交流の機会とする。感染症等の対策として ICT を活用した会議も行えるものとする。

3 前項の運営推進会議の記録を作成し、公表するものとする。

(勤務体制等)

第 34 条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるように、従業者の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行う。ただし、利用者の様態に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではないものとする。
- 3 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けるものとする。

(記録の整備)

第 35 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

(苦情処理)

第 36 条 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供するサービスに関する、市町からの文書の提出・提示の求め、又は市町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町からの指導又は助言を得た場合はそれに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(掲示)

第 37 条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

(協力医療機関等)

第 38 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

(短期利用居宅介護)

第 39 条 事業所は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が登録者に対するサービス提供に支障がないと認めた場合、次の各項目を確認したうえで短期利用を受け入れることができる。

- (1) 人員配置基準上の従業者の員数を配置していること。
- (2) 短期利用の利用開始にあたっては、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情のある場合は 1 4 日以内）の利用期間を

定めること。

(3) 登録者数が登録定員未満のこと。

(4) サービス提供が過少である場合の減算をしていないこと。

(高齢者虐待防止の推進)

第40条 事業所は利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(感染症対策)

第41条 事業所は、感染症の発生又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修等の必要な措置を講ずる。

2 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供出来るよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行なう。

(職場におけるハラスメントの防止)

第42条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第43条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日に一部改正する。

この規程は、令和3年4月1日に一部改正する。

この規程は、令和6年1月1日に一部改正する。

グループホーム ひなた 運営規程

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三宝会が開設する認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援2・要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という。）に基づいて、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・食事・排泄等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。

2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 グループホーム ひなた
所在地 静岡県袋井市浅羽84-9

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名
認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。
- (3) 介護従事者 12名以上
利用者の様態を的確に把握し、日常生活全般にわたる適切な介護業務を行う。

(登録定員等)

第5条 事業所の入所定員数は18名とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員を超えて入所することはできません。

(居室)

第6条 事業所は、利用者の居室を原則個室(定員1名)とし、ベッド・ローチェスト等を備品として備えています。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

(食堂)

第7条 事業所は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が利用できるテーブル、椅子、食器類などを備えるものとする。

(浴室)

第8条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けるものとする。

(設備及び備品等)

第9条 事業所は、居間、台所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、事業の提供に必要な設備及び備品を備えるものとする。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第10条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得たうえで契約書を締結するものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第12条 事業所は、利用者の様態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し、必要な援助を行うものとする。

2 食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、レクリエーション、季節行事等を利用者の様態、希望に合わせて行うことにより、住み慣れた地域で、良好な人間関係に基づいた日常生活が送れるように配慮するものとする。

(サービスの取り扱い方針)

第 13 条 事業所は、可能な限りその居宅において、要支援 2・要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるように援助することにより、利用者の様態の維持、回復を図り、もって、利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら援助するものとする。

2 サービスの提供にあたっては、利用者の様態等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

3 事業所は、サービスを提供するにあたっては、その介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。

4 事業所は、サービスを提供するにあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、介護上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

5 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(相談及び援助)

第 14 条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその援助を行ないます。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 15 条 事業所は、利用者の外出の機会の確保、その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための援助に努める。

2 事業所は、利用者が日常生活を営むことに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するように努める。

(利用料及びその他の費用)

第 16 条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用の支払いを受ける。
 - (1) 食材料費
 - (2) 光熱費
 - (3) 理美容代
 - (4) おむつ代
 - (5) 居住に要する費用
 - (6) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行なったことに伴い必要となる費用
 - (7) その他、事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 5 サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

- 第17条 事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。
- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(喫煙)

- 第18条 喫煙は、事業所内の所定の場所及び時間に限り認めるものとする。

(飲酒)

- 第19条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含め禁酒に協力を得るものとする。

(衛生保持)

- 第20条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

第 21 条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (6) 営利行為を行うこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第 22 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援・要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(従業者の服務規程)

第 23 条 事業所及び従業者は、介護保険法関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスにあたっては、常に以下の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者に対しては人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って援助にあたる。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛ける。

(利用者の権利)

第 24 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ります。

- (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライベートを保ち、尊厳を維持します。
- (2) 生活やサービスにおいて、十分な情報を提供し、個人の自由な好み、及び主体的な決定を尊重します。
- (3) 安心感と自信を持てるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境で生活を保障します。
- (4) 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行ないます。
- (5) 必要に応じて適切な医療を受ける事について援助を行ないます。

- (6) 家族や大切な人との通信や交流の自由を保ち、個人情報を守ります。
- (7) 地域社会の一員として生活・選挙その他一般市民としての行為を保障します。
- (8) 暴力や虐待及び身体的、精神的拘束を行いません。
- (9) 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けます。

(衛生管理)

第 25 条 事業所は、サービスの提供に使用する備品等の日々の清掃、消毒により清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとする。

(従業者の質の確保)

第 26 条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

- 2 事業所は、認知症の方の理解、尊厳の保障、本人主体の介護を行う為、医療、福祉関係の資格を有さない無資格者については認知症基礎研修を受講させる。

(個人情報の保護)

第 27 条 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守する。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの無いように、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表するものとする。

(緊急時の対応)

第 28 条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

(事故発生時の対応)

第 29 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に

は損害賠償をすることとする。ただし、事業所および従業員の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第 30 条 事業所は、非常災害時においては利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

- 2 非常災害その他の緊急事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年 3 回以上避難、その他必要な訓練を実施するものとする。
- 3 事業所は、第 2 項に規定する訓練を行なうに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等、地域との連携を重視する。

(地域との連携)

第 31 条 事業所の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、地域に密着し、地域に開かれたものとするために、利用者、利用者家族、自治会役員、民生委員、袋井市の担当職員又は浅羽地域包括支援センター職員及び認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者等で構成された運営推進会議を 2 ヶ月に 1 回開催するものとし、事業所のサービス内容の報告と確認、地域との意見交換、交流の機会とする。
- 3 前項の運営推進会議の記録を作成し、公表するものとする。

(勤務体制等)

第 32 条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるように、従業員の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業員によって行う。ただし、利用者の様態に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではないものとする。
- 3 事業所は、従業員の資質向上のための研修の機会を設けるものとする。
- 4 事業所は、全ての従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(虐待の防止)

第 33 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(記録の整備)

第34条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第35条 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供するサービスに関する、市町からの文書の提出・提示の求め、又は市町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町からの指導又は助言を得た場合はそれに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(掲示)

第36条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

(協力医療機関等)

第37条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

- 2 事業所は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

(感染症対策)

第38条 事業所は、感染症の発生又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修等の必要な措置を講ずる。

- 2 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供出来るよう、

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行なう。

（職場におけるハラスメントの防止）

第 39 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第 40 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、令和 6 年 1 月 1 日に一部改正する。